在宅医療・介護連携支援センター(仮称)

(在宅医療・介護連携相談窓口)

- 介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける。(原則、住民からの相談は地域包括支援センターが受け付ける)
- 地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う。



◆ 在宅医療·介護連携の課題と抽出の対応の協議

- ○在宅医療・介護連携の課題を抽出し、その解決策及び他の各事業の対応方針について協議
- ◆ 二次医療圏内・関係市区町村の連携
- 〇退院後の在宅医療・介護サービスが円滑に提供されるよう、同一の二次医療圏内にある市町村が 連携し、当該二次医療圏内にある病院と、介護サービス事業者間における情報共有等の方法につ いて協議



郡市区医師会等に委託※

◆地域の医療・介護サービス資源の把握(★)

〇地域の医療機関、介護事業者の住所、機能等を調査し、これまでに自治 体で把握されている情報と併せてマップまたはリストを作成

在宅医療・介護連携支援センター(仮称) (在宅医療と介護連携についての相談窓口)

(郡市区医師会等)



◆ 地域住民への普及啓発(★)

○在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布 等によって、地域住民の在宅医療・介護連携の理解の促進を図る

◆在宅医療・介護連携に関する相談の受付等(★)

- ○在宅医療・介護連携についての窓口の設置し、医療・介護 関係者、地域包括支援センター等からの相談の受付けお よび情報提供を行う。
- 〇退院支援ルールが整備されていない地域における、医療機関から在宅への円滑な移行が困難な事例について、医療・介護の関係者に対して調整支援を行う。
- ○市町村で協議された対応方針を踏まえ、各事業の必要に 応じて支援をする。
- ※地域包括支援センターまたは区市町村役場に設置することも可能。

- ◆ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援(★) ○医療・介護関係者に対し、情報共有ツール等の導入を支援
- ◆ 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築(★) ○地域の医療・介護関係者の協力を得て、緊急時等の連絡体制も含めた 在宅医療・介護の提供体制を整備
- ◆ 在宅医療・介護関係者の研修(★)
- 〇医療関係者に対する介護サービス等の研修、介護関係者に対する医療等の研修を実施する。また、多職種連携のグループワークを実施

★がついている事業項目については委託可能

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)と地域包括支援センターの役割について

在宅医療・介護連携支援センター(仮称)は、

- 介護保険の知識を有する看護師、医療ソーシャルワーカー等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から相談を受け付ける。(原則、住民からの相談は地域包括支援センターが受け付ける)
- 地域の在宅医療・介護関係者、地域包括支援センターに対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供等を行う。

